

12月2日マイナ保険証移行 資格確認書が交付されます



米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市議員
藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

9月定例会に「国民健康保険条例の一部を改正する条例」が提出されています。これは本年12月2日の今までの保険証からマイナ保険証への国の強引な移行に伴い改正されるものです。9月10日の民生教育常任委員会でも説明がありました。日本共産党市議団はあくまでもマイナ保険証は任意であり、紙の保険証を残すべきとして、今回の改正に反対しました。9月24日の本会議でも反対の立場で討論します。

国保条例改正の概要

条例の概要は、マイナンバー法等の一部改正が行われ、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、被保険者証の返還に際し、被保険者証の返還に際し、規定を削除するというものです。その説明の中で今後の国保証の運用について説明がありました。

来年7月末まで有効

現在交付中の国保保険証は、令和6年8月1日から来年の7月31日まで有効となっています。今回の法律の経過措置で1年間はその保険証が有効となっていますので、そのまま国保保険証として使用できます。

ただし、12月2日以降に、転職・転居等で加入する保険が変った方は、今の保険証は利用することができません。

マイナ保険証の方は資格確認書

現在、国保保険証をお持ちでマイナ保険証を持たない方は、来年7月に1年間有効な「資格確認書」が交付されます。今後、何年かの答弁はなかったのですが当面は自動更新としていきます。資格確認書は現在の保険証とほぼ同等に利用できるとの説明です。

本年12月2日以降に米原市の国保に加入された方でマイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」が交付されます。

また「マイナ保険証」を登録されている方にも「資

格情報のお知らせ」が12月2日以降交付されるとしています。

マイナ保険証・資格確認書・お知らせ

本当に、ますます複雑な制度となつていきます。被保険者にとっても医療機関にとっても混乱が心配です。



右のQRコードは、全国保険医連合会が作ったマイナ保険証のトラブル事例のユーチューブ動画です。

短期証・資格証明書廃止

今まで、国保税に5期以上滞納のある方には6か月有効の短期保険証、特別な理由が無くて1年以上滞納のある方は窓口で10割負担となり、申請で7割又は8割が返還されるという資格証明書が交付されてきました。今回その表示は廃止されますが、滞納者に対しては負担割合を10割とするマイナ保険証又は資格確認書が交付されるとしています。

社会保険・後期高齢者は

今回の説明は、国民健康保険についての説明でした。後期高齢者保険（原則75歳以上）の取扱いについては、後日掲載します。その他の社会保険の場合は、職場で確認ください。

藤田議員の一般質問(続)

第3問は「学校事業としての万博参加に対する市の対応を問う」です。

小学校の修学旅行で利用

Q、想定される参加の形態はどのような形態なのか
A、市内の小中学校で事業活用の予定があるのは、小学校1校でした。6年生の1泊2日の修学旅行で、この招待事業を活用する予定であり、交通手段は借り上げバスを利用する予定です。日程については、学校の希望通り調整されています。

Q、職員の下見は可能なのか
A、予約した学校は、開幕の4月13日以降に会場内の視察が可能となります。該当の小学校が万博へ行く場合には、開幕後に必ず会場内を下見し、安心安全な修学旅行となるよう準備を行います。

Q、台風や地震、落雷、熱中症、ヒアリなどの対策は万全なのか
A、学校行事として校外活動を行う際は、行先がどこかに関わらず、学校は最悪の事態を想定し、安全対策に望むところであり、万博に関するさまざまな安全対策については、日本博覧会協会の公式ウェブサイトに示されているため、参加する学校はその情報をもとに、会場の下見のポイントを絞ったり、児童への事前指導に活用したりします。

